

令和4年4月11日
山梨県警察本部長告示第13号

山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）は、防犯カメラの設置促進を推進するため、山梨県警察防犯カメラ設置促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 地域住民の身近で起きる犯罪及び地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止するため、山梨県内の市、町又は村（以下「市町村」という。）及び地域の防犯活動に取り組もうとする地域住民により構成される自治組織、組合又は団体（以下「自治組織等」という。）が防犯カメラを設置するために要した経費に対して補助金を交付することにより、防犯カメラの設置促進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たした事業とする。

- (1) 山梨県内に新たに防犯カメラを設置する事業であること。
- (2) 地域住民の身近で起きる犯罪（侵入窃盗、乗り物盗、車上ねらいなど）及び地域住民が不安に感じる事案（子供・女性に対する声掛け事案など）の発生を抑止する目的で設置されるものであること。
- (3) 特定の場所に継続的に設置して、道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所を撮影し、録画機能を有するものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の申請をすることができる者は、次の全ての要件を満たす市町村及び自治組織等とする。

- (1) 防犯カメラを設置することについて、設置場所の所有者等の同意（当該設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の同意）を得ること。
- (2) 防犯カメラを設置することについて、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要な場合には、当該許可等を受けること。
- (3) 自治組織等の場合は、申請に係る防犯カメラの設置について、市町村の同意を得ること。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、防犯カメラ（録画装置及び付属品を含む。）、防犯カメラの位置

を示すプレートの購入及びこれらの設置に要する経費とし、維持管理費や地代、占用料は含まない。

- (2) 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、他の交付金や助成金等（以下「助成金等」という。）を活用する場合は、先に助成金等を充当することとし、自己負担額の2分の1以内を補助する。
- (3) 補助金の額の上限は、カメラ1台につき30万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに、本部長に申請しなければならない。

- 2 本部長は、補助金の交付申請を受理したときは、必要に応じて現地調査等を行うものとし、申請者は、当該現地調査等に協力しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 本部長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

- 2 本部長は、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、前項の通知を受ける前に、当該申請に係る防犯カメラの購入に係る契約及び設置に関する工事を行ってはならない。

（補助金の交付の条件）

第8条 本部長は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる事項を補助金の交付の条件とするものとする。

- (1) 山梨県警察防犯カメラ設置促進事業に関するガイドラインに基づき、次に掲げる事項を規定する管理規程等を定めること。
 - イ 防犯カメラの設置目的
 - ロ 防犯カメラの設置者及び管理責任者の指定
 - ハ 防犯カメラ設置場所、設置台数、撮影範囲及び設置の表示
 - ニ 撮影された画像の保管場所、保存期間等の管理
 - ホ 撮影された画像の利用及び提供の制限
 - ヘ 保守点検
 - ト 問合せ、苦情等への対応
- (2) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラの設置団体の名称を記載したプレート等を設置し、周知を図ること。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (5) 申請者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) 防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこと。
- (7) その他、この要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付申請取下書（第3号様式）を、交付決定通知を受領した日から起算して20日を経過する日までに本部長に提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は消滅し、本部長は、補助金交付決定消滅通知書（第3号様式の2）により、申請者に通知する。

（補助事業の変更等）

第10条 申請者は、補助事業の変更又は中止（廃止）をしようとするときは、補助事業変更・中止（廃止）承認申請書（第4号様式）に關係書類を添えて、本部長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合はこの限りでない。

（補助事業の変更等承認の通知）

第11条 本部長は、前条の申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、変更又は中止（廃止）の承認を行うものとする。

2 本部長は、前項の決定をしたときは、補助事業変更・中止（廃止）承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事情変更による補助金の交付決定の取消し等）

第12条 本部長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 本部長は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定取消・条件変更通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（立入検査等）

第13条 本部長は、補助金の適正な執行のため、この要綱の施行に必要な限度において、申請者に対し、当該補助金を活用して設置した防犯カメラの管理状況等を確認することができる。

2 本部長は、防犯カメラの管理状況等を確認するため必要があると認めたときは、申請者に対して報告を求め、又は職員に当該申請者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告等)

第14条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して、1月を経過した日又は当該完了日の属する年度の2月の最終の平日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(第7号様式)に関係書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

(事業完了の確認検査)

第15条 本部長は、前条の規定により事業実績報告書を受理したときは、設置された防犯カメラが補助事業の条件を満たしているか確認検査を行うものとする。

(補助金の額の確定通知)

第16条 本部長は、前条の規定により確認をした結果、設置された防犯カメラが補助事業の条件を満たしているときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第17条 補助金は、精算払の方法により交付する。

2 申請者は、補助金の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書(第9号様式)により本部長に補助金の交付を請求するものとする。

(防犯カメラの画像の提供等)

第18条 補助対象者は、補助事業を実施した後、警察から犯罪捜査等への協力依頼があつた場合は、防犯カメラの画像の提供等、必要な協力をしなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 申請者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)については、本部長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、本部長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 申請者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(第10号様式)を本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、財産処分制限期間を経過しないで、取得財産を廃棄する場合も同様とする。

3 本部長は、前項の申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査し、適当であると認めるときは、財産処分の承認を行うこととし、財産処分承認通知書(第11号様式)により、申請者に通知するものとする。

4 本部長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保

に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第20条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。